

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施します。

平成 23 年 6 月 17 日

佐賀県公安委員会

委員長 山 口 久 美 子

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務	新規取得講習	平成 23 年 7 月 20 日(水)から同年 7 月 26 日(火)まで	20 人
	追加取得講習	平成 23 年 7 月 25 日(月)及び同年 7 月 26 日(火)まで	10 人
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務	新規取得講習	平成 23 年 7 月 20 日(水)から同年 7 月 26 日(火)まで	10 人
	追加取得講習	平成 23 年 7 月 25 日(月)及び同年 7 月 26 日(火)まで	10 人

各講習とも午前 8 時から午後 5 時 30 分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

定員は先着順とする。

2 実施場所

雇用・能力開発機構佐賀センター（佐賀市兵庫町大字若宮 1042 番地 2）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者を対象とします。

ア 最近 5 年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するものを対象とします。

- ア 最近 5 年間に、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 1 級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書

の交付を受けている者

ウ 2級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書

の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継

続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧2級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者で

あって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分

に係る警備業務に従事しているもの

#### 4 受講申込手続

##### (1) 受講申込書の受付期間

平成23年6月27日(月曜日)から同年7月1日(金曜日)までの午前  
9時から午後5時まで

##### (2) 受講申込書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安  
全・刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、  
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)へ持参してく  
ださい。

なお、申込時に申込者の本人確認を行いますので、申込者の本籍及び氏  
名を確認できる資料並びに印鑑を持参してください。

##### (3) 提出書類

###### ア 共通

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(縦4センチメートル、横3  
センチメートルの顔写真1枚を貼り付けること。) 1通

(イ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、申込者本人の記名  
及び押印がある委任状 1通

イ 新規取得講習

(ア) 3の(1)のアに該当する者

- a 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事したことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）  
1通

- b 履歴書 1通

(イ) 3の(1)のイに該当する者

当該警備業務の区分に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 3の(1)のウに該当する者

- a 当該警備業務の区分に係る2級検定合格証明書の写し 1通

- b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 3の(1)のエに該当する者

当該警備業務の区分に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 3の(1)のオに該当する者

- a 当該警備業務の区分に係る旧2級検定合格証の写し 1通

- b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 3の(2)のアに該当する者

- a 警備業務従事証明書 1通

- b 履歴書 1通

- c 資格者証等の写し 1通

(イ) 3の(2)のイに該当する者

- a 当該警備業務の区分に係る1級検定合格証明書の写し 1通

- b 資格者証等の写し 1通

(ウ) 3の(2)のウに該当する者

- a 当該警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通
- b 警備業務従事証明書 1 通
- c 資格者証等の写し 1 通

(I) 3 の(2)の工に該当する者

- a 当該警備業務の区分に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通
- b 資格者証等の写し 1 通

(オ) 3 の(2)のオに該当する者

- a 当該警備業務の区分に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通
- b 警備業務従事証明書 1 通
- c 資格者証等の写し 1 通

(4) 講習手数料及び納付方法

ア 講習手数料

(ア) 新規取得講習

38,000 円

(イ) 追加取得講習

14,000 円

イ 納付方法

講習手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、納付された講習手数料は、返還しません。

5 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市卸本町 5 番 30 号）に委託して行います。

6 その他

講習を受ける際は、筆記用具、ノート類及び印鑑を持参してください。

## 7 問い合わせ先

最寄りの警察署、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話番号 0952-24-1111  
内線 3033 又は 3034 )又は社団法人佐賀県警備業協会(電話番号 0952-38-2016 )